

佐賀県告示第84号

佐賀県同和对策推進協議会設置規程（昭和48年佐賀県告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について、県の施策の適切な実施を期するため、関係各部署（<u>教育庁</u>を含む。）相互の連絡調整を図るための協議を行なう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 幹事は、<u>政策調整監</u>（政策部の分掌事務に係る政策の調整を推進する<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員に限る。）、広報広聴課長、危機管理防災課長、法務私学課長、人事課長、税政課長、市町支援課長、さが創生推進課長、県民協働課長、まなび課長、人権・同和对策課長、健康福祉政策課長、医務課長、生活衛生課長、社会福祉課長、長寿社会課長、こども未来課長、産業政策課長、産業人材課長、農政企画課長、生産者支援課長、農業経営課長、<u>農山漁村課長</u>、農地整備課長、水産課長、県土企画課長、建設・技術課長、下水道課長、建築住宅課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教育総務課長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び保健体育課長をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について、県の施策の適切な実施を期するため、関係各部署（<u>教育委員会事務局</u>を含む。）相互の連絡調整を図るための協議を行なう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(幹事及び幹事会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 幹事は、<u>政策企画監</u>（政策部の分掌事務に係る政策の企画を推進する<u>政策企画監</u>のうちから知事が指定する職員に限る。）、広報広聴課長、危機管理防災課長、法務私学課長、人事課長、税政課長、市町支援課長、さが創生推進課長、県民協働課長、まなび課長、人権・同和对策課長、健康福祉政策課長、医務課長、生活衛生課長、社会福祉課長、長寿社会課長、こども未来課長、産業政策課長、産業人材課長、農政企画課長、生産者支援課長、農業経営課長、<u>農山村課長</u>、農地整備課長、水産課長、県土企画課長、建設・技術課長、下水道課長、建築住宅課長、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教育総務課長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び保健体育課長をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。